

様式第7号（第12条関係）

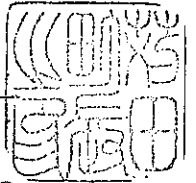
※受理年月日	福岡県 中小振
※受理番号	-7.7.24
※備考	第 号

意見書

令和7年7月16日

福岡県知事 様

苅田町長 遠 田 孝



令和7年5月2日付け7中小振第457号で照会のあった大規模小売店舗の届出について、下記のとおり意見を申し述べます。

記

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ラ・ムー苅田店・（仮称）カインズ福岡苅田店

福岡県京都郡苅田町大字南原字浮殿下2085-28 他

2 意見

- ・北九州広域都市計画地区計画 南原・殿川町地区地区計画に基づき、着工の30日前までに地区計画の届出が必要です。
- ・地区計画において公共交通の利用の促進を図るため、バス停留所を整備する方針となっています。そのため、バス停留所整備および敷地内運行経路の設定の際は、運行管理者との協議が必要です。
- ・公共交通計画との連携が無しと記載されていますが、令和6年3月に苅田町地域公共交通計画を策定しており、公共交通との連携が必要となります。
- ・京築広域景観計画および屋外広告に関する届出を別途行ってください。
- ・建築物の高さが10mを超える場合は、苅田町ワンルーム形式集合建築物及び中高層建築物の建築に関する指導要綱に基づき協議を行ってください。